

(平成26年12月15日総合計画審議会資料)

第6次豊川市総合計画 序論・基本構想（素案）

2016≫2025 (平成28年度～平成37年度)

～ 目 次 ～

序 論

- 第1章 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第2章 まちの沿革・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第3章 まちの特色
 - ① 恵まれた自然環境・・・・・・・・・・・・ 7
 - ② 豊かな史跡・歴史的文化・・・・・・・・ 7
 - ③ 活力ある産業・・・・・・・・・・・・ 8
 - ④ 幹線道路・鉄道の利便性・・・・・・・・ 8
 - ⑤ 広域における連携・・・・・・・・・・・・ 9
- 第4章 計画の構成と期間・・・・・・・・・・・・ 10
- 第5章 時代の流れ
 - ① 人口減少時代の到来・・・・・・・・・・・・ 11
 - ② 安全・安心意識の高まり・・・・・・・・ 12
 - ③ 地球環境問題の深刻化・・・・・・・・・・・・ 12
 - ④ 地域経済を取り巻く環境の変化・・・・・・・・ 12
 - ⑤ 価値観の多様化と共生意識の高まり・・・・ 13
 - ⑥ 情報通信技術の急速な進展・・・・・・・・ 13
 - ⑦ 地方分権の進展・・・・・・・・・・・・ 14

基 本 構 想

- 第1章 まちの将来像・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 第2章 土地利用構想・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 第3章 まちづくりの目標・・・・・・・・・・・・ 19
- 第4章 施策の大綱・・・・・・・・・・・・・・ 21

序 論

| | | |
|-----|------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の趣旨 | 3 |
| 第2章 | まちの沿革 | 5 |
| 第3章 | まちの特色 | |
| ① | 恵まれた自然環境 | 7 |
| ② | 豊かな史跡・歴史的文化 | 7 |
| ③ | 活力ある産業 | 8 |
| ④ | 幹線道路・鉄道の利便性 | 8 |
| ⑤ | 広域における連携 | 8 |
| 第4章 | 計画の構成と期間 | 10 |
| 第5章 | 時代の流れ | |
| ① | 人口減少時代の到来 | 11 |
| ② | 安全・安心意識の高まり | 12 |
| ③ | 地球環境問題の深刻化 | 12 |
| ④ | 地域経済を取り巻く環境の変化 | 12 |
| ⑤ | 価値観の多様化と共生意識の高まり | 13 |
| ⑥ | 情報通信技術野の急速な進展 | 13 |
| ⑦ | 地方分権の進展 | 14 |

第1章 計画策定の趣旨

本市では、昭和47年に初めて総合計画を策定してから、5次にわたってまちづくりの長期的な指針として総合計画を策定してきました。

最初の総合計画から第4次総合計画までは、豊川市が永遠に求める姿として「光と緑に映える豊かなまち」を将来像に掲げ、市民が豊かで快適な生活を営むことのできるまちをめざし、多くの施策に取り組みました。

平成18年度からの第5次総合計画では、市の将来像を「光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち」と掲げ、豊かな自然と歴史を守りながら、地域と行政が連携・協働し、すべての市民が安全で安心して健やかに暮らすことのできるまちをめざし、各種施策を展開してきました。

平成の合併により人口18万人の都市になった本市は、「福祉と文化、そしてスポーツの盛んなまちづくり」を施策の柱とし、市域の一体的なまちづくりに取り組みながら、国や地方を取り巻く状況の変化に対応してきました。

しかしながら、今後も社会や経済の動きは常に変化し、少子高齢化の進行と人口減少時代が訪れたことにより、多くの課題に直面することが想定されます。

住みよさを実感でき、いっそう活気があるまちを目指し、持続的な発展を支えていくためには、これまでに築かれたまちの豊かさを受け継ぎながら、限られた財源を有効活用し、効率的で堅実な行政運営と、市民との連携や協働によるまちづくりをさらに進めていくための指針が必要です。

そこで、今後のまちづくりの方向性や手段を市民と行政が共有し、一緒に歩いていくための指針となる「第6次豊川市総合計画」を策定します。

総合計画の策定状況

豊川市総合計画
策定：昭和47年3月
基本構想目標年次：昭和60年
基本計画期間：昭和47年～昭和55年
都市の将来像『光と緑に映える豊かなまち』



第2次豊川市総合計画
策定：昭和53年3月
基本構想目標年次：昭和60年
基本計画期間：昭和51年度～昭和60年度
都市の将来像『光と緑に映える豊かなまち』



第3次豊川市総合計画
策定：昭和61年3月
基本構想目標年次：昭和70年度(平成7年度)
基本計画期間：昭和61年度～昭和70年度(平成7年度)
都市の将来像『光と緑に映える豊かなまち』



第4次豊川市総合計画
策定：平成8年3月
基本構想目標年次：平成17年度
基本計画期間：平成8年度～平成17年度
都市の将来像『光と緑に映える豊かなまち』



第5次豊川市総合計画
策定：平成18年3月
基本構想目標年次：平成27年度
基本計画期間：平成18年度～平成27年度
都市の将来像『光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち』



第6次豊川市総合計画
策定：平成28年3月

第2章 まちの沿革

豊川市は、8世紀の半ばから9世紀の中頃まで国府（こくふ）が置かれるなど、三河地方の政治、経済、文化の中心として栄えてきました。

近世においては、交通の発達とともに人々の往来も増え、東海道や本坂通（姫街道）の街道筋のまちとして、また、豊川稲荷の門前まちとしてにぎわいを見せてきました。

昭和14年からは、東洋一といわれた海軍工廠の建設とともに人口が増加し、周辺地域の開発が急速に進みました。地域の急激な発展に伴い、豊川町、牛久保町、国府町、八幡村の3町1村が合併し、昭和18年6月1日に県内で8番目の都市として豊川市が誕生しました。

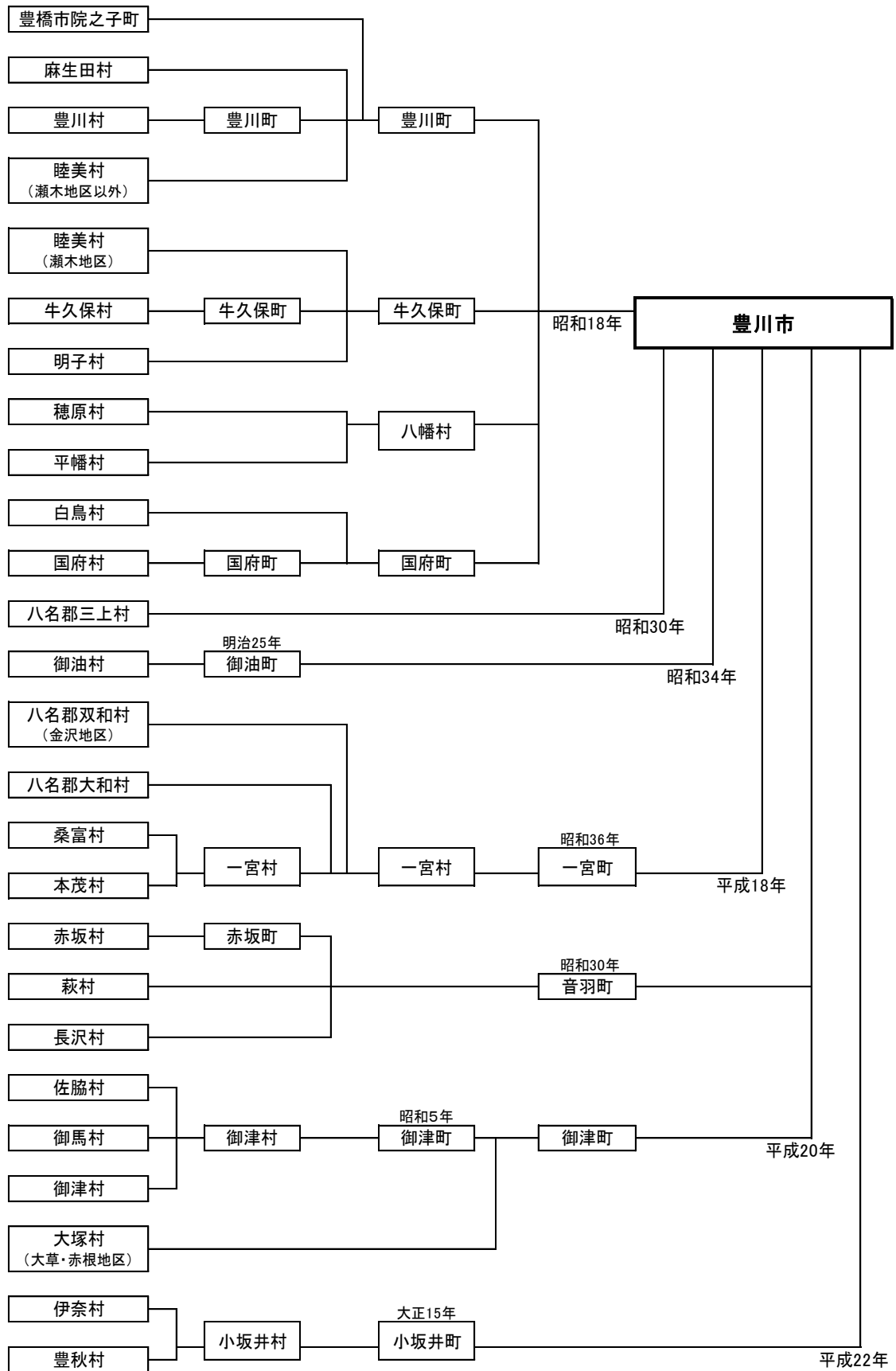
終戦を迎えた昭和20年には、海軍工廠の被爆によりまちは壊滅状態となり、人口も半減しましたが、市民はまちづくりの意欲を失うことなく、都市の復興に努めました。

高度経済成長期には、昭和30年に八名郡三上村と、昭和34年に宝飯郡御油町と合併し、市域が徐々に広がりました。また、海軍工廠跡地などへの企業進出による工業振興や、豊川用水の全面通水に伴う農業振興、中心市街地の活性化による商業振興などにより、産業のバランスのとれた都市としてめざましい発展を遂げました。

その後、少子高齢化の進展、国と地方の厳しい財政状況など、地方自治体を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、市町村はいっそうの行財政基盤の強化や広域的対応が求められるようになりました。このような背景の下、自治能力の向上を図り、行政と住民が一体となって、自らの知恵、財源で課題を解決する真の地方自治の実現のため、本市は平成18年2月に宝飯郡一宮町と、平成20年1月に同郡音羽町、御津町と、平成22年2月に同郡小坂井町と合併しました。

このように多くの合併を経験した本市は、工業、商業、公共施設が集まる諏訪地区を中央に、東に豊川地区、西に国府・御油地区と音羽地区、南に小坂井地区と御津地区、北に一宮地区といった古くからの市街地が形成されており、それぞれで特徴ある歴史や伝統を感じ取ることができます。

豊川市の沿革



第3章 まちの特色

① 恵まれた自然環境

本市は、愛知県の東南部、東三河地域の中央部に位置しています。地域の北側は本宮山、西側に宮路山などの山々が連なり、中央部から南に平野が広がり、東側には一級河川の豊川が流れ、南側は三河湾に面するなど、山、川、海といった豊かな自然環境から形成されています。

山ろくには森林が広がり、なかでも本宮山一帯は県立自然公園に指定され、自然に親しみながら登山やウォーキングを楽しむことができ、西部には、自然環境を活用した「東三河ふるさと公園」や紅葉が美しい宮路山があります。また、河川に沿った地域には田畑や桜並木などの自然景観が広がっており、緑と水が豊かでうるおいのある環境となっています。特に、豊川の広い河川敷を利用した「いこいの広場」や「三上緑地」、三河湾の自然を生かした「三河臨海緑地」などは、レクリエーションの場として多くの市民に親しまれています。

② 豊かな史跡・歴史的文化

全国的に有名な豊川稲荷は、毎年初詣の参拝客でにぎわい、年間を通して多くの観光客が訪れています。また、東海地方の総鎮守の神として有名な砥鹿神社は、里宮と本宮山山頂に奥宮があり、この二社で三河國一宮砥鹿神社として広く人々に崇敬されています。このほか、国の天然記念物である「御油のマツ並木」や、東海道の御油宿と赤坂宿、史跡公園の三河国分尼寺跡や伊奈城址、国の重要文化財である三明寺三重塔や財賀寺仁王像など、本市の歴史を物語る歴史的観光名所が市内に数多くあります。

歴史的文化としては、市内各地にたくさんの祭礼や地域独自の文化があり、時代を越えて現代へ受け継がれています。春には天下の奇祭として知られる牛久保八幡社の「うなごうじ祭」や、昼夜にわたって様々な煙火が奉納される菟足神社の「風まつり」、少年の流鏝馬が華麗で勇壮な砥鹿神社例大祭などが催されます。夏には県の無形民俗文化財である煙火「綱火」で有名な豊川進雄神社の大祭、秋には大名行列が勇壮な杉

森八幡社の祭礼、冬には白狐などが子どもに紅ガウを塗りつける長松寺の「どんき」などが催されます。これらの四季折々の祭礼では、熱気と大きな歓声があがり、誰もが心をおどらせ、地域の活力を高めています。

③ 活力ある産業

農業は、温暖な気候など地域特有の自然環境に恵まれ、施設園芸を中心に発展してきました。また、地理的条件を生かし、地域としては都市圏へ農産物を供給する基地として重要な位置を占めています。

工業については、海軍工廠の広大な跡地に開発された穂ノ原工業団地や、西部の萩工業団地、臨海部の御津1区、2区工業団地などで、数多くの優良な企業が操業し、雇用や地域経済を力強く支えています。

商業は、豊川、一宮、音羽、御津、小坂井と地区ごとに商店が集まり、それぞれの地域住民の生活を支えながら発展してきました。たくさんの観光客が訪れる豊川地区や、商業ビルやホテルなどが立地する諏訪地区をはじめ、地域が主体となって独自性と魅力を高めています。また、幹線道路沿いには量販店や飲食店などが集まり、市内外の人でにぎわっています。

④ 幹線道路・鉄道の利便性

本市は、道路と鉄道により東三河地域の結節点を形成しています。

道路では、東名高速道路が東西に横断し、市の東に位置する豊川インターチェンジと西に位置する音羽蒲郡インターチェンジが物流や観光の玄関口となっています。一般道路については、国道1号と国道23号が南西部を通り近隣市との間を連絡し、国道151号と国道247号（小坂井バイパス）が南東部を通り東名高速道路への接続性を高めています。さらに、市域の中央を環状に包み込む東三河環状線や、格子状の縦軸として中通線、横軸として姫街道線が各国道を結ぶことで、道路のネットワークを形成しています。

鉄道は、市内に19もの駅を有し、南部をJR東海道本線、東部にJR飯田線、中央部に名鉄名古屋本線が走ることで、市外の各市との交通の利便性を高めています。

⑤ 広域における連携

本市は、長年にわたって東三河地域の中核都市として、地域で共通する様々な広域的課題の解決に取り組んでいます。

中でも、本市を含む東三河の8市町村は、平成〇〇年〇月に東三河広域連合を設立し、介護保険や消費生活相談などの事務に関する共同処理を開始しており、今後も様々な連携による地域力の向上が期待されています。

また、東三河、静岡県遠州、長野県南信州地域で構成する三遠南信地域の一員として、観光や地域経済の振興、災害時の応援体制などで連携し、一体的な圏域の発展を目指しています。

【位置(市役所)】

東経137度22分33秒
北緯 34度49分37秒

【面積】 160.79km²

【標高】

(最高)789.2m



第4章 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

◆ 基本構想

本市のめざすまちの将来像を定め、これを実現するための施策の基本的方向を明らかにするものです。

目標年度を平成37年度（2025年度）とします。

◆ 基本計画

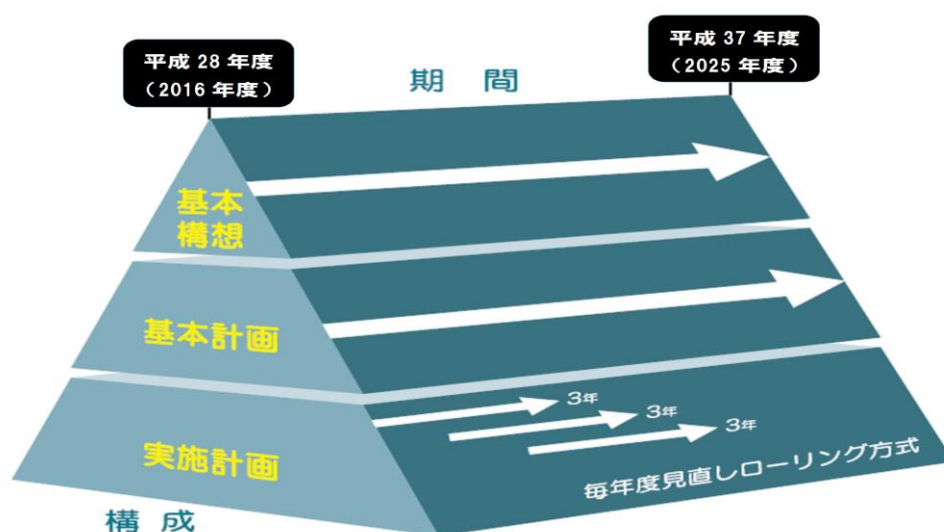
基本構想で定めた施策に基づき、まちづくりの目標を達成するために必要な手段を明らかにするものです。

期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とし、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

◆ 実施計画

基本計画で定めた行政分野ごとの目標を実現するため、事業をどのように実施していくかを具体的に示すものです。

実施計画は、3か年の計画期間で、毎年度見直しを行うローリング方式により策定し、本計画書とは別に公表します。



第5章 時代の流れ

新しいまちづくりを進めるにあたっては、社会、経済の動きなど時代の変化を的確に把握し、速やかに対応していくことが必要となります。

計画策定にあたり特に考慮すべき時代の流れと本市の課題をまとめました。

- ① 人口減少時代の到来
- ② 安全・安心意識の高まり
- ③ 地球環境問題の深刻化
- ④ 地域経済を取り巻く環境の変化
- ⑤ 価値観の多様化と共生意識の高まり
- ⑥ 情報通信技術の急速な進展
- ⑦ 地方分権の進展

① 人口減少時代の到来

わが国の総人口は、晩婚化や未婚率の増加などを背景とする出生率の低下により、平成17年（2005年）に初めて前年を下回ってから横ばいが続き、世界でどの国も経験したことがない人口減少の局面を迎えています。平成60年（2048年）には、1億人を下回ると推計されていることから、国はこの流れを食い止めるため、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生する取組みを推進しています。

本市においても、平成20年（2008年）12月の183,259人をピークに減少傾向にあり、少子高齢化も確実に進行しています。こうした人口構造の変化により年金、医療、福祉といった社会保障に必要な経費が増加します。また、消費や生産の減少による経済の縮小、地域活動の担い手不足によるコミュニティの弱体化、空き家の増加による環境や治安の悪化など、市民生活や地域経済、行政運営における様々な影響が想定されます。

このため、特に人口減少を意識した各種施策の展開と、現実に即した

前向きで冷静な対応が求められています。また、人口減少への対応の効果を高めるため、国、県はもとより、東三河地域の市町村や大学などと連携した取り組みも必要となっています。

② 安全・安心意識の高まり

平成23年（2011年）3月の東日本大震災では、基盤整備中心の防災対策だけでは生命や財産、経済や社会活動を守ることが難しいことが明らかになりました。また、わが国の社会を古くから支えてきた、困ったときに助けあう人と人との絆やネットワークなどの重要性が再認識されています。あらゆるリスクを想定し、どんなことが起こっても最悪な事態を招かないような行政機能や、地域社会、地域経済をつくりあげておく減災や強靱化の取り組みが求められています。

本市においても、近い将来の発生が予想される南海トラフ巨大地震や、近年多発しているゲリラ豪雨などの自然災害から、市民の生命、財産を守るため、危機管理体制をいっそう強化し、地域住民とともに災害リスクに強いまちづくりを進める必要があります。

③ 地球環境問題の深刻化

地球温暖化の進行や生物多様性の喪失、資源やエネルギーの大量消費など、環境問題の多くは国境を越えて深刻化しています。また、わが国においては、東日本大震災をきっかけに、原子力発電や化石燃料に依存しない、省エネルギーの取り組みと太陽光などの再生可能エネルギーの活用が進んでいます。

本市においても、市内の恵み豊かな自然を、かけがえのない資源として未来に引き継ぐため、市民一人ひとりが低炭素社会の実現や、生物多様性の保全、循環型社会の推進などに取り組んでいく必要があります。

④ 地域経済を取り巻く環境の変化

わが国の経済は、世界各国との間で進む経済連携により依存関係を深めており、長引いた経済不況や円高の影響を受けての工場の集約や海外への移転もみられます。また、高齢化の進行や情報通信技術の急速な進

歩を背景とする医療、福祉、通信分野などのニーズの高まりもあり、産業構造は変化を続けています。一方、平成32年（2020年）に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会や、平成39年（2027年）の開業を予定するリニア中央新幹線のインパクトを見据えた動きも進んでおり、国内外における社会・経済の交流拡大が見込まれています。

本市においては、まちづくりを支える地域経済の振興と、若者のUターンも可能になる雇用の場づくりが重要となっています。このため、既存の地域産業を支援するとともに、企業誘致や新たな起業の推進を図るなど、バランスのとれた農業、工業、商業を着実に発展させる取組みが求められています。また、全国規模の交流が拡大する動きの中で、本市が埋没することなく、いっそう活気があるまちであるため、観光資源の掘り起こしや魅力を高める取組みが必要となっています。

⑤ 価値観の多様化と共生意識の高まり

わが国の社会の成熟化に伴い、人々の意識は物の豊かさから心の豊かさを重視する方向へ変化し、ライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。一方で、世界的な経済の結びつきや急速な情報通信技術の発展により、人、もの、情報の流れは国境を越え、さまざまな分野で国際交流が行われています。また、外国人人口の増加と定住化、永住化傾向は高まり、外国人を含めたすべての人々が能力を発揮できる社会づくりが求められています。

本市においては、外国人市民も含めたすべての人々が心豊かに暮らせる地域づくりのため、国際感覚のある人づくりや、互いの価値観や特性を認め合う多文化共生を進めていく必要があります。

⑥ 情報通信技術の急速な進展

情報通信技術とその利用環境は世界中で急速に進歩し続けており、中でもスマートフォンなどの普及は、社会・経済の活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしています。また、情報通信機器の使い方や活用において、若者と高齢者の世代間格差や、プライバシーや安全、情報セキュリティの確保などの新たな課題が発生しています。

本市においても、市民との情報共有や市民サービスにおける利便性を高めるため、個人情報の保護と安全性に留意しながら、情報通信技術を効果的に活用することが求められています。

⑦ 地方分権の進展

(1) 地域社会の自立

わが国が成熟社会を迎えている中、地域社会における複雑化した課題への柔軟な対応が必要となっており、住民に身近な行政は地方公共団体にゆだねられています。国、県からの権限委譲や規制緩和などによる地方分権はいっそう進み、個性を活かし自立した地方自治が求められています。

本市においても、少子高齢化や人口減少などの多くの課題に対応するため、行政運営の質の向上や効率化、市民や団体、企業などとの協働により、市民に身近な地域の特色や独自性を活かした自立したまちづくりが求められています。

(2) 行財政運営の健全化

わが国の経済は、近年の世界同時不況や東日本大震災により大きな打撃を受けましたが、その後、国が進める金融・財政政策、成長戦略の推進により回復傾向にあります。しかし、国の財政状況は、高齢化の進行による社会保障給付費の増大などによる厳しい状況のもと、債務の残高は増加し続けています。

本市においては、繰上げ償還などによる地方債残高の着実な削減に取り組んできました。しかし、今後、合併に伴い増額されていた地方交付税の減額や、高度経済成長期に急速に整備された道路や橋などを含む公共施設の大規模改修が集中するなど、厳しい財政状況が見込まれます。引き続き、経営的な視点に立つ行財政の健全化とともに、公共施設の適正配置や長寿命化などを早急に進めていく必要があります。

基本構想

| | | |
|-----|--------------|----|
| 第1章 | まちの将来像 | 17 |
| 第2章 | 土地利用構想 | 18 |
| 第3章 | まちづくりの目標 | |
| | 重点目標 | 19 |
| | 目標 1 | 19 |
| | 目標 2 | 19 |
| | 目標 3 | 19 |
| | 目標 4 | 20 |
| | 目標 5 | 20 |
| | 共通目標 | 20 |
| 第4章 | 施策の大綱 | |
| | 重点政策 【定住・交流】 | 21 |
| | 政策1 【安全・安心】 | 21 |
| | 政策2 【健康・福祉】 | 21 |
| | 政策3 【建設・整備】 | 22 |
| | 政策4 【教育・文化】 | 22 |
| | 政策5 【産業・活力】 | 22 |
| | 共通政策 【地域・行政】 | 22 |

豊川市の将来像

光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち

光

「光」は、平和で希望あふれる未来に向かっての限りない発展を表しています。

緑

「緑」は、あたたかい心に満ちた美しいふるさとを表しています。

ゆたか

「ゆたか」は、市民生活のなかで多様な選択が可能な、いきいきとしたまちを表しています。

住

「住」は、生活のすべての面で、より良く暮らすことのできるまちを表しています。

夢

「夢」は、市民の夢を集め描く、創造性豊かなまちを表しています。

市の将来像は、「豊かな自然と歴史を守りながら、地域と行政が連携・協働し、すべての市民が安全で安心して健やかに暮らすことのできるまち」をめざすもので、豊川市が永遠に求める姿です。

第2章 土地利用構想

基本的な考え方

市の将来像を実現するため、市域の快適な暮らしや活力を創出する市街地と、自然環境や田園地帯などが広がる地域が、それぞれの特性を発揮できるよう、秩序ある土地利用を進めます。

地域ごとの方向性

(1) 市街地を中心とする地域

公共施設や商業地などの都市機能が集積する市街地を拠点とし、それを結ぶ道路や公共交通などを交流や連携の軸として、コンパクトで利便性の高い市域を形成することにより、くらしやすく、にぎわいと活力があふれるまちをめざします。

(2) 自然環境等が広がる地域

恵まれた自然環境や、優良な農地、歴史と文化的な価値がある景観を貴重な資源として保全し、活用することにより、憩いと豊かさに満ちたまちをめざします。

第3章 まちづくりの目標

まちの将来像を実現するため、7つの目標と政策分野を設定します。

重点目標 「多くの人に住みたい、訪れたいと思われています」

【定住・交流】（重点政策）

少子高齢化を伴う人口減少への対応を強く意識し、多くの人に住みたい、訪れたいと思っていただけるようなまちづくりが必要です。

すべての政策分野において、定住や交流を促進する取組みを重点化し、総合的に各種施策を展開します。

目標1 「安全で快適な生活環境が整っています」

【安全・安心】（政策1）

市民が毎日安心して暮らすためには、市民一人ひとりが安全を心掛けるとともに、地域住民がお互いに連携し、行政と共に地域の安全確保に努めることが必要です。

発生が予想される大規模地震などのあらゆる災害リスクに備える防災対策や、身近な問題として捉える防犯・交通安全対策の強化、消防・救急体制の充実に努めます。また、上下水道の整備や、身のまわりの衛生、生活環境面の保全に努めます。

目標2 「健康で生き生きと暮らせる人が増えています」

【健康・福祉】（政策2）

市民が健康であるための施策の展開を基本としながら、子育てしやすい環境の整備や、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人に対して福祉の充実が必要です。

市民の健康を守る保健や地域医療体制の充実と、子育て支援や高齢化対策、障害者福祉などの各種事業を進めます。

目標3 「住み心地よい、訪れやすいまちの空間が生まれています」

【建設・整備】（政策3）

ゆとりある住環境の形成と、都市機能の集積と連携を図り、すべての人にとって快適で魅力ある都市空間を創出することが必要です。

都市の基盤となる土地区画整理や道路整備を計画的に進め、公共交通の利便性の向上を図るとともに、公園・緑地、河川環境など緑や憩いの空間の充実に努めます。また、道路や橋、公園などの適切な維持管理に努めます。

目標4 「あらゆる世代の人が豊かな心を育んでいます」

【教育・文化】（政策4）

次代を担う子どもたちからお年寄りまで、市民一人ひとりが自発的、積極的に学習や文化芸術、スポーツに親しみ、人間性を養うことのできる環境と働きかけが必要です。

児童生徒が個性や能力を伸ばせるように、学校や地域の教育力・教育環境を充実し、個性ある教育を進めます。また、市民の幅広い学習活動、文化芸術活動、スポーツ活動などの多種多様な意欲を喚起するため、環境の整備や活動機会の提供に努めます。

目標5 「魅力があり活力あるまちになっています」

【産業・活力】（政策5）

雇用と市民生活を支える地域経済の発展と、市外の人を惹きつけるような活力ある地域づくりが必要です。

地域経済の持続的な発展を図るため、起業の支援や地域産業の活性化などによる農業、工業、商業の振興や、中心市街地などの商店街の活性化と雇用の安定に努めます。また、まちのにぎわいを創出するため、観光資源の活用や魅力向上に努めます。

共通目標 「地域と行政がしっかりとまちづくりを支えています」

【地域・行政】（共通政策）

すべての政策分野に共通して支えとなる地域と行政が、まちづくりの方向性を共有し、互いを尊重し助けあう地域づくりや、堅実で開かれた行財政運営を進めることが必要です。

地域においては市民協働や男女共同参画、人権啓発、多文化共生をさらに推進するとともに、行政としては積極的に市政情報を提供し、健全で持続可能な行財政運営や広域連携、公共施設の適正配置と長寿命化、行政サービスの向上に努めます。

第4章 施策の大綱

7つの目標を達成するため、各政策分野の諸施策を体系的・総合的に推進します。

重点政策【定住・交流】

（目標：多くの人に住みたい、訪れたいと思われています）

- ① 定住・交流施策の推進
- ② シティセールスの推進

政策1【安全・安心】

（目標：安全で快適な生活環境が整っています）

- ① 交通安全対策の強化
- ② 防犯対策の強化
- ③ 防災対策の推進
- ④ 消防体制の充実
- ⑤ 救急体制の充実
- ⑥ 地球環境の保全
- ⑦ ごみの減量化の推進
- ⑧ 衛生環境の向上
- ⑨ 排水対策の推進
- ⑩ 水道水の安定供給

政策2【健康・福祉】

（目標：健康で生き生きと暮らせる人が増えています）

- ① 健康づくりの推進
- ② 地域医療体制の充実
- ③ 子育て支援の推進
- ④ 高齢者福祉の推進
- ⑤ 障害者福祉の推進
- ⑥ 生活支援の充実

政策3【建設・整備】

（目標：住み心地よい、訪れやすいまちの空間が生み出されています）

- ① 住環境の整備
- ② 公共交通の利便性向上
- ③ 道路交通網の充実
- ④ 緑や憩いの空間の充実

政策4【教育・文化】

（目標：あらゆる世代の人が豊かな心を育んでいます）

- ① 学校教育の推進
- ② 生涯学習の推進と文化芸術の振興
- ③ スポーツの振興

政策5【産業・活力】

（目標：魅力があり活力あるまちになっています）

- ① 農業の振興
- ② 工業の振興
- ③ 商業の振興
- ④ 中心市街地の活性化
- ⑤ 観光の振興
- ⑥ 雇用の安定と勤労者福祉の充実

共通政策【地域・行政】

（目標：地域と行政がしっかりとまちづくりを支えています）

- ① 市民協働の推進
- ② 男女共同参画の推進
- ③ 人権啓発の推進
- ④ 多文化共生の推進
- ⑤ 開かれた市政の推進
- ⑥ 公共施設の適正配置と長寿命化の推進
- ⑦ 健全で持続可能な行財政運営と広域連携の推進